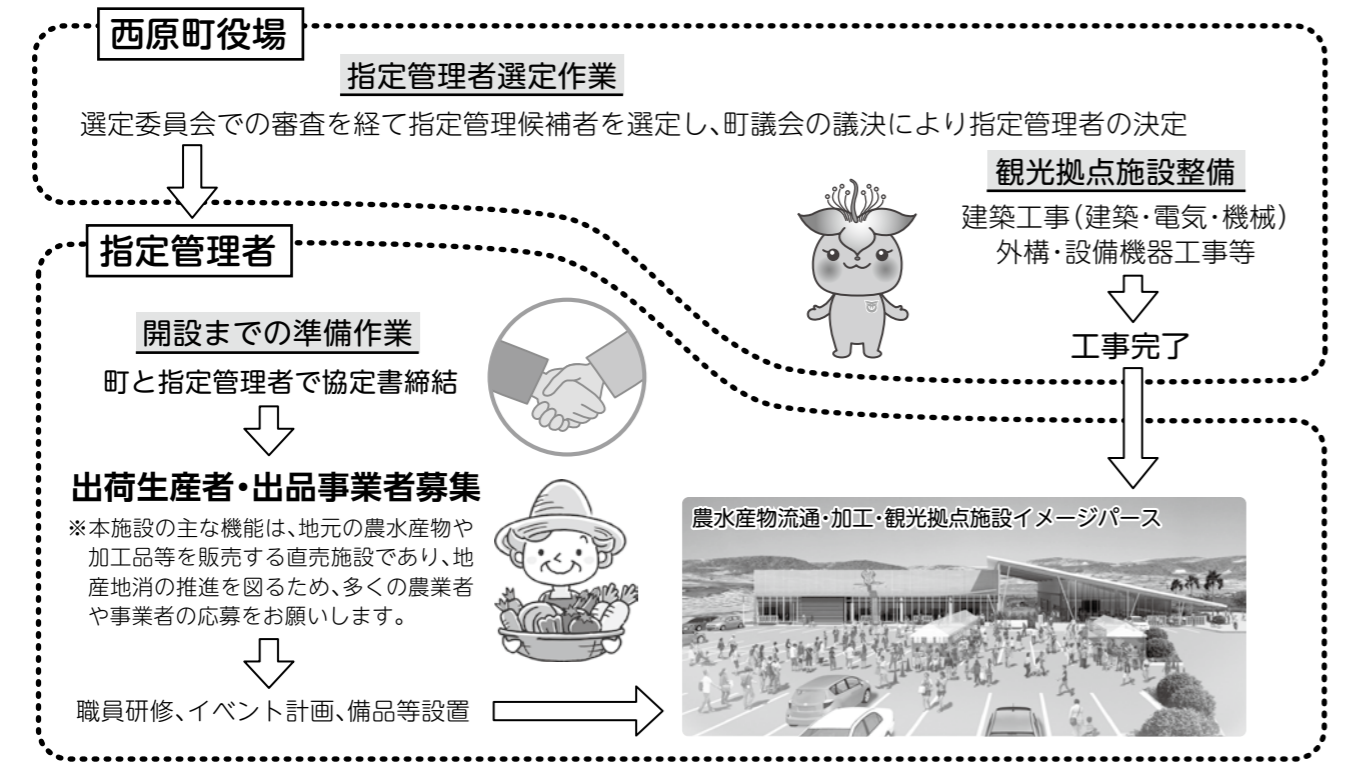


観光と農業のにぎわい 19

～ 農水産物流通・加工・観光拠点施設 ～

先月号に続き、農水産物流通・加工・観光拠点施設の管理・運営について説明します。

現在、指定管理者公募要項に基づき選定作業を行っておりますが、次年度の指定管理者決定から当該拠点施設の開設に向けた取り組みは下図のとおりで、まず、西原町役場は指定管理者選定作業と観光拠点施設整備を行い、指定管理者として選定された事業者は平成32年4月の開設(予定)に向けて、出荷生産者・出品事業者募集や職員研修等を実施します。



【お問い合わせ】 建設部 産業観光課 農地農政係 ☎945-4540

農地転用をお考えの方へ

農地を耕作以外の目的で使用(住宅・資材置場・駐車場など)する場合、**事前に**農地法に基づく手続き(許可等)が必要です。しかし、手続きがなされていない事例(下記参照)が多く見受けられます。ご注意ください。

- 【事例】**
- ・市街化区域内の農地に住宅を建築する場合
 - ・住宅建築のため、隣の農地を借りて一時的に資材置場として使用する場合
 - ・公共事業を行うために、資材置場として使用する場合

【市街化区域】であっても、使用が【一時的】であっても、目的が【公共事業】であっても農地法の手続きは必要です。

登録簿の地目や現況が「畑」または「農振農用地区域内」などで転用を計画されている方は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎ 945-5281

観光振興計画に向けた意見交換会

町民や民間企業、行政が一体となった「観光振興計画」の策定に向け、第2回・第3回の意見交換会が西原町役場で行われました。今後は多くの参加者の意見が反映されるよう、計画(案)をまとめます。

第2回
【日時】12月18日 【場所】西原町役場
【テーマ】10年後の西原町と観光の取組について
【参加者が挙げた取組】
・観光大使の任命
・外国人を対象にしたイベントの企画
・空き家を活用した企業誘致や宿泊施設の利用
・観光客に島くとうばで対応
・紙芝居などで地域の有名人(金丸等)をPR

第3回
【日時】1月16日 【場所】西原町役場
【テーマ】西原町の将来像に向けた取組について
【参加者が挙げた取組】
・平和学習ツアーや農業体験、他の地域との連携
・学生や町民、観光客などが交流する場所づくり
・西原町で歴史や平和を学べる機会をつくる
・町民、会社、近隣市町村とのつながりづくり
・VR体験をととした平和学習



【パブリックコメントの募集について】
本町では意見交換会やアンケート調査等を踏まえ、ホームページへ計画(案)を掲載およびパブリックコメント(意見公募)を2月後半より実施する予定です。詳細は西原町ホームページまたは、産業観光課(945-4540)にお問い合わせください。



外国人旅行者による経済効果

外国人旅行者が西原町と与那原町に経済効果をもたらすための取組についてのワークショップ(日本政府観光局主催)が12月21日に西原町役場であり、観光関連事業者や飲食店、タクシ会社などが参加しました。

両町の観光面の強みと弱みについて学んだ後、班に分かれ、あらかじめ設定された観光客に合わせた旅行計画につきワークショップを行いました。インスタグラム(写真の撮影や加工、投稿ができる携帯アプリ)好きの20代から30代の韓国女性を対象にした班は、さらさらビーチやサワフジ、シーサーの色付けなど写真映える内容を提案しました。



介護保険適用住宅改修工事

- 和式便器→洋式便器に取替
- 和室→洋室に改修
- 手すり・スロープ設置

支給額 最高18万円

福祉住環境コーディネーター・福祉用具専門相談員のお店

株式会社 七色 946-4508



NANAIRO Company Limited. 沖縄県知事許可(般-26)第11573号 〒903-0124 西原町呉屋69-2

イメージキャラクター ものまねタレント 鮎川憲一郎